

作業環境測定のための

労

働

衛

生

関

係

法

令

(2025)

序

労働者の健康確保を的確に行うためには、化学物質、粉じん等の健康に有害な因子が作業環境中にどの程度存在し、作業者がこれらの有害な因子にどの程度さらされているかを正しく把握することが基本となります。その結果を踏まえ、必要な場合には作業環境の改善対策を講じて、作業者の有害な因子へのばく露を許容できる程度以下に下げる必要があります。

労働安全衛生法第65条の2では、「事業者は……作業環境測定の結果の評価に基づいて、労働者の健康を保持するため必要があると認められるときは、……施設又は設備の設置又は整備、健康診断の実施その他の適切な措置を講じなければならない」とされ、作業環境測定およびその結果の評価は、事業場における労働安全衛生マネジメントの中核的なプロセスを構成しています。

平成18年に労働安全衛生法が改正され、事業者による危険性または有害性の調査の努力義務が導入され、広く職場で使用される化学物質がリスク管理の対象となりました。これによって、事業者による自律的なリスク管理の観点からは、作業環境測定についても、化学物質のリスク評価の手法として、その対象が法令による測定義務のある物質およびこれまで通達により作業環境測定の実施が推奨されていた物質の範囲を超えて、広く有害性のある化学物質全般に拡大したことになります。

このような状況の中で、作業環境測定の本質的部分を担う作業環境測定士の役割への期待はさらに拡大しており、その役割を適切に果たしていくためには、測定に係る技術的・専門的な研鑽に加えて、関連する労働安全衛生法令についての正しい知識を身につけ、日々の活動の中でこれを適用できることも重要となっています。

このような観点から、公益社団法人日本作業環境測定協会は、作業環境測定士が関連する労働安全衛生法令についての正しい知識を効率的に身につける

ることができるよう、膨大な労働安全衛生関係法令から、作業環境測定士に関連のある内容をまとめた『作業環境測定 関係法令』を昭和 59 年に初版刊行し、以来広く利用されてまいりました。また、本書は、作業環境測定士試験を受験しようとする方々の参考書としても、広く利用していただいております。

このたび、最近の法令改正の動きを踏まえて最新の内容を盛り込んで『作業環境測定のための労働衛生関係法令 2025』として新たに刊行することいたしました。本書が、作業環境測定士および作業環境測定士試験を受験しようとする方々はじめ、広く事業場の安全衛生を担当される方々に広く利用され、よりよい作業環境の実現に役立つことを願うものです。

2025 年 3 月

(公社)日本作業環境測定協会

目 次

序 1

はじめに 5

第1部 労働安全衛生関係法令のポイント

| | |
|----------------------------|----|
| 1. 労働安全衛生法のポイント | 15 |
| 2. 労働安全衛生法における作業環境測定制度の枠組み | 27 |
| 3. 作業環境測定基準 | 32 |
| 4. 作業環境測定結果の評価 | 35 |
| 5. 労働安全衛生法に基づく諸規則（省令）のポイント | 38 |
| 6. 作業環境測定法 | 58 |
| 7. じん肺法 | 63 |

第2部 労働安全衛生法

| | |
|-----------------------|-----|
| 1. 労働安全衛生法制定の趣旨等 | 67 |
| 2. 労働安全衛生法の労働衛生関係主要条項 | 69 |
| 作業環境測定基準 | 141 |
| 作業環境評価基準 | 184 |

第3部 労働安全衛生法関係厚生労働省令

| | |
|--|-----|
| 1. 労働安全衛生規則（衛生基準のみ） | 233 |
| 2. 粉じん障害防止規則 | 249 |
| 3. 石綿障害予防規則 | 266 |
| 4. 電離放射線障害防止規則 | 290 |
| 5. 東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等を 除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則 | 314 |
| 6. 特定化学物質障害予防規則 | 324 |

| | |
|---|-----|
| 7. 鉛中毒予防規則 | 364 |
| 8. 四アルキル鉛中毒予防規則 | 385 |
| 9. 有機溶剤中毒予防規則 | 388 |
| 10. 高気圧作業安全衛生規則 | 408 |
| 11. 酸素欠乏症等防止規則 | 411 |
| 12. 事務所衛生基準規則 | 418 |
| 13. 機械等検定規則、防じんマスク・防毒マスク・電動ファン付き 呼吸用保護具の規格 | 425 |

第4部 作業環境測定法

| | |
|-----------------------|-----|
| 1. 作業環境測定法制定の趣旨などについて | 439 |
| 2. 作業環境測定法の主要条項 | 441 |

第5部 じん肺法

| | |
|------|-----|
| じん肺法 | 481 |
|------|-----|

付 錄

| | |
|--------------------------------|-----|
| 1. 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針 | 501 |
| 2. 危険性又は有害性等の調査等に関する指針 | 505 |
| 3. 化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針 | 510 |

| | |
|------|-----|
| さくいん | 520 |
|------|-----|

はじめに

—労働安全衛生関係法令とは—

0.1 法令の概要

労働安全衛生関係法令は、労働者の安全と健康の確保のために、国、事業者、労働者などの関係者がそれぞれ行うべきこと、必要な制度の確立などについて扱う法令体系であり、厚生労働省が所管している分野です。

労働者の安全と健康の確保の第一義的な責務は、労働者を使用する事業者にあるということが基本理念となっており、そのため、法令の内容の中心は「事業者は、……しなければならない。」という条文に代表される、事業者が行うべきさまざまな措置義務について定めるものとなっています。

労働者についての義務規定は少なく、事業者が法令に基づいて実施する措置に協力すべきこと（例えば、保護具を支給されたら、それを使うこと）が中心です。

このほか、免許試験、技能講習、作業環境測定、検査検定など、事業者が自ら行うことは難しいこと、適切ではないことなどについて、これら安全衛生サービスを適切に実施させるための規定などについても、かなりの条項が存在します。

法令の体系は、「法律」—「政令」—「省令」（内閣府が定めるものは「府令」）—「告示」で構成され、このほかに、法令を実施していくうえで行政の所管部局（労働安全衛生関係法令については、厚生労働省労働基準局ないしは安全衛生部）の長から都道府県の出先機関の長である労働局長に出される指示文書を「通達」といい、法令ではありませんが、法令の条文の行政による解釈などがわかるので参考にされています（文書は、「平成*年*月*日 基発第*号」という番号のもとに、文書名がつきます。当協会の会員専用ウェブサイト、中央労働災害防止協会安全衛生情報センターのウェブサイトなどで検索ができます）。

「法律」は国会の議決により成立します。法律には、国民（事業者、労働者が当然含まれます）の権利や義務に関する基本的な骨格を定め、それに従って詳細は順次「政令」「省令」に降ろされます（委任といいます）。

「政令」は、法律の定めに従って内閣の閣議により議決して制定し（すなわち、所管省のみが勝手には決められない）、「省令」は、所管省の大蔵の決裁により成立します。「省令」は、「規則」とも呼びます。「告示」は、省令同様、所管大臣の決裁により出すことができ、「作業環境測定基準」「作業環境測定評価基準」など、法令に基づいてある項目についてまとった内容を出すときに使います。

労働安全衛生関係法令は、最も基本的かつ包括的な法律である「労働安全衛生法」を中心として、次のような体系となっています（安全関係を除く）。

法令は、官報に掲載された時点が公布日となります、公布即実施（施行）となるものと、一定期間をおいて施行されるものがあり（同じ法令でも、ある条文は公布日から施行され、他の条文はそうでない場合も多い）、公布日と施行日は6ヶ月、1年などの差があることが多くなっています。これは、多くは、その条文に従うために事業者等において準備に時間がかかるのことを考慮したものです。

なお、本書に掲載した法令は、令和7年1月31日現在のものとしております。

0.2 労働安全衛生法令の体系

労働安全衛生関係法令は、安全衛生に関する基本的かつ包括的な法律である「労働安全衛生法」を中心として、次のような体系となっています（安全関係を除く）。

<1>労働安全衛生法（昭和47年）および同法に基づく政令、厚生労働省令または厚生労働省告示の概要

1) 労働安全衛生法制定の趣旨

職場における、または仕事に関する労働者の健康と安全を確保するために、

| 法 | 政令 | 省令 | 告示 |
|-----------------------|-------------|--|--|
| ・労働安全衛生法 (昭和 47 年) | ・労働安全衛生法施行令 | <ul style="list-style-type: none"> ・労働安全衛生規則 ・粉じん障害防止規則 ・石綿障害予防規則 ・電離放射線障害防止規則 ・東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則 ・特定化学物質障害予防規則 ・鉛中毒予防規則 ・四アルキル鉛中毒予防規則 ・有機溶剤中毒予防規則 ・高気圧作業安全衛生規則 ・酸素欠乏症等防止規則 ・事務所衛生基準規則 ・機械等検定規則 | <p>〈作業環境測定関係〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業環境測定基準(昭和 51 年) ・作業環境評価基準(昭和 63 年) <p>〈構造規格関係〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防じんマスクの規格 ・防毒マスクの規格など |
| ・作業環境測定法 | ・作業環境測定法施行令 | ・作業環境測定法施行規則 | <ul style="list-style-type: none"> ・作業環境測定士規程 ・作業環境測定機関となるために必要な厚生労働大臣の定める基準など |
| ・じん肺法 | | ・じん肺法施行規則 | |

事業者等関係者の責任体制を明確にし、各関係者が実施すべき事項等を定めたもの。

この法律の制定以前は、安全衛生は労働基準法に依っていたが、工法の複雑化、事業規模の拡大、重層請負など事業実施体制の実情、化学物質等新たな原材料の導入等に効果的に対応するために、労働安全衛生分野のみについて総合的な法律が必要になったことにより新たに制定された。

- ① 「事業者」が主要な義務者
- ② 「注文者」「設計者」「製造者」「輸入者」等、事業者以外にも義務また

は努力義務

- ③ 「事業場」が安全衛生管理の基本（cf. 「作業場所」「屋内作業場」）
- ④ 「鉱山における保安」「船員法の適用を受ける船員」「非現業の国家公務員」などについては適用がない。

2) 法律の構成

- ・ 総則（目的、定義、事業者の責務）
- ・ 労働災害防止計画（厚生労働大臣による 5 か年計画の策定）
- ・ 安全衛生管理体制（事業場における安全衛生の推進のための体制）
- ・ 事業者等の行うべき危害防止措置（事業場に存在する、または仕事に伴うさまざまなリスクに対応するための事業者等の措置義務について規定。具体的措置は省令に委任している）
- ・ 機械、危険物、有害物の流通規制を含む規制（ボイラ・クレーン・プレス機械などの危険機械の検査・検定・定期自主検査等、危険有害化学物質の表示・SDS の提供・製造禁止・製造許可その他の規制）
- ・ 安全衛生教育、作業環境測定、作業管理、健康管理（健康診断等）
- ・ 健康増進、快適職場の形成
- ・ 免許、指定試験機関、登録教習機関
- ・ 安全衛生改善計画等と労働安全・衛生コンサルタント
- ・ 監督等

3) 政令

- ・ 労働安全衛生法施行令（政令（昭和 47 年））
労働安全衛生法が規定する事業者の種々の義務のかかる範囲（業種、規模、作業の種別、機械・化学物質等の種類等）などについて定めている。

4) 省令

- ・ 労働安全衛生規則（以下「規則」はいずれも厚生労働省令。（昭和 47 年））
労働安全衛生法および労働安全衛生法施行令に基づき（以下同様）、同法、同施行令から省令に委任された事項その他同法を施行するために必要な事項を定めている。
- ・ 粉じん障害防止規則（昭和 54 年）
労働者が粉じんにさらされることによりじん肺その他の健康障害を起こすことを予防するために、事業者が取るべき措置等を定めている。

- ・石綿障害予防規則（平成 17 年）

石綿（アスベスト）を吸引することによる肺がん、中皮腫等を予防するために、事業者が取るべき措置等を定めている。

- ・電離放射線障害防止規則（昭和 47 年）

放射線業務において、エックス線、ガンマ線、アルファ線等の電離放射線にばく露（外部被ばく、内部被ばく）することによる労働者の健康障害を予防するために、事業者が取るべき措置等を定めている。

- ・東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（平成 23 年）

東日本大震災に伴う原子力発電所事故の復旧・復興作業などに際し汚染土壌等の取扱作業等を行う労働者の健康障害を予防するために、事業者が取るべき措置等を定めている。

- ・特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年）

化学物質による発がん、神経障害、皮膚炎等の健康障害を予防するために、事業者が取るべき措置等を定めている。

- ・鉛中毒予防規則（昭和 47 年）

鉛およびその化合物の蒸気または粉じんを発生する業務において、これらを作業者が吸入すること等による鉛中毒を予防するために、事業者が取るべき措置等を定めている。

- ・四アルキル鉛中毒予防規則（昭和 47 年）

四アルキル鉛および加鉛ガソリン（四アルキル鉛等）による中毒を予防するため、事業者が取るべき措置等を定めている。

- ・有機溶剤中毒予防規則（昭和 47 年）

溶剤等として製造したり、使用する過程で有機溶剤を吸入することによる中毒の防止等のために、事業者が取るべき措置等を定めている。

- ・高気圧作業安全衛生規則（昭和 47 年）

高圧室内業務および潜水業務において大気圧を超える圧力下の作業による減圧症、有害ガス等による爆発または健康障害等の防止のために、事業者が取るべき措置等を定めている。

- ・酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年）

酸素欠乏危険場所における作業等による酸素欠乏症または硫化水素中毒の予防のために、事業者が取るべき措置等を定めている。

- ・事務所衛生基準規則（昭和 47 年）

事務所における換気、温湿度管理、二酸化炭素等の濃度管理、清潔、休養等について事業者が行うべき措置等を定め、事務所における衛生水準の確保を目的とする。

5) 厚生労働省告示

〔作業環境測定関係〕

- ・作業環境測定基準（昭和 51 年）
- ・作業環境評価基準（昭和 63 年）

〔構造規格関係〕

- ・防じんマスクの規格
- ・防毒マスクの規格
- ・電動ファン付き呼吸用保護具
- ・再圧室構造規格
- ・潜水器構造規格
- ・エックス線装置構造規格
- ・ガンマ線照射装置構造規格
- ・チェンソーの規格

その他、告示は多数出ている。

<2>作業環境測定法（昭和 50 年）および同法に基づく政令または

厚生労働省令

1) 作業環境測定法

労働安全衛生法に定める作業環境測定の適切な実施等のため、「作業環境測定士」「作業環境測定機関」「指定作業場」を定義するとともに、これらの業務や義務等を定めたもの。

2) 作業環境測定法施行令

4 条のみからなり、「指定作業場」「手数料」などを定めている。

3) 作業環境測定法施行規則

作業環境測定法の中で、省令に委任された事項および作業環境測定法の実施に必要な措置を定めている。

<3>じん肺法（昭和35年）および同法に基づく厚生労働省令

「じん肺」とは、土石、岩石、鉱物等の粉じんを吸入することにより肺に生じた線維増殖性変化を主体とする疾病をいう。不可逆的で治癒は困難。

じん肺法の趣旨は、じん肺に関して適切な予防および健康管理その他必要な措置を講ずることにより労働者の健康と福祉を図ることであり、「常時粉じん作業」従事者を「管理区分1～4」の分類および「合併症」罹患の有無に応じて健康管理を行う。

具体的には、「じん肺」「合併症」「粉じん作業」などの定義、じん肺健康診断の実施内容の基本項目、エックス線写真の像による型（第1型～第4型）区分およびじん肺健康診断の結果による「じん肺管理区分」（管理1～管理4）、健康診断の種類・実施手順、じん肺管理区分の決定手続き、健診結果に基づく措置、「じん肺診査医」「粉じん対策指導委員」の設置等を定めている。

じん肺健康診断では、他の健康診断と異なり、有所見者については都道府県労働局長が事業者等からエックス線写真および必要書類の提出を受けて「地方じん肺診査医」の診断または審査に基づき「じん肺管理区分」を決定し、事業者は、その結果に従い、関係労働者の健康管理を行う。

「管理4」と診断された者および「合併症」に罹患している者は、療養を要する。

・じん肺法施行規則

具体的な「粉じん作業」の範囲、健康診断の細目、じん肺管理区分の決定手続きの細目など、省令に委任された事項その他のじん肺法の実施に必要な措置を定めている。

※ じん肺法およびじん肺法施行規則は、じん肺の予防のための作業環境管理、作業管理等に係る条文がなく、健康管理を中心とした法令となっている。

じん肺の予防措置については、昭和54年に粉じん障害防止規則として制定された。

さくいん

【A-Z】

- A 測定 33, 147, 184
 B 測定 33, 147, 185
 C 測定 33, 195
 D 測定 33, 195
 GHS→化学品の分類及び表示に関する世界調和システム 107
 ISO 45001 107
 JIS Q 45100 107
 SDS→安全データシート
 OSHMS→労働安全衛生マネジメントシステム
 PDCA サイクル 107

【あ】

- 空容器の処理（有機則） 407
 安全衛生委員会 101
 安全衛生改善計画 219
 安全衛生管理体制 71
 安全衛生教育 131
 安全衛生診断 219
 安全衛生推進者等 78
 安全管理者 74
 安全管理者等に対する教育等 101
 安全データシート（SDS : Safety Data Sheet） 121, 122

【い】

- 石綿含有成形品の除去および石綿含有仕上げ塗材の電動工具による除去に係る措置 273
 石綿作業主任者技能講習 288
 石綿作業主任者の職務 279

石綿作業主任者の選任

279

石綿障害予防規則

44,

266

石綿等が吹き付けられた建築物等における業務に係る措置

275

石綿等の使用の状況の通知

274

石綿等の製造等に係る基準

（石綿則） 287

石綿等の切断等の作業等に係る措置

276

石綿等を取り扱う業務等に係る措置

269

石綿等を取り扱う業務に係るその他の措置

276

石綿の濃度の測定

169

石綿分析用試料等に係る措置

287

石綿分析用試料等の製造許可手続き及び許可の基準

288

石綿を含有するおそれのある製品の輸入時の措置

287

石綿を含有する製品に係る報告

289

1,3-ブタジエン等に係る措置

356

1,3-プロパンスルトン等に係る措置

358

一般的防止措置（酸欠則）

414

インジウム化合物等に係る措置

351

【え】

衛生委員会

98

衛生管理者

74

衛生推進者・(安全)衛生推進

者

78

疫学的調査等

229

液体捕集方法

141

エチレンオキシド等に係る措置

351

エックス線作業主任者、ガンマ線透過写真撮影作業主任者

308

エックス線作業主任者の選任および職務

308

エックス線写真等の提出命令（じん肺法）

494

エックス線写真の像

487

絵付けに係る設備

374

塩素化ビフェニル等に係る措置

350

【お】

オーラミン等

328

屋内作業場の周壁が開放されている場合の適用除外

395

汚染の防止（除染電離則）

321

汚染の防止（電離則）

303

温湿度調節

245

温度および湿度

245

【か】

海外派遣労働者の健康診断

203

改善指示制度

236

解体等の業務に係る措置（石綿則）

269

快適な職場環境の形成のための指針の公表等

216

快適な職場環境の形成のための措置

215

外部放射線の防護

299

加鉛ガソリン

385

化学品の分類及び表示に関する

| | |
|--|--|
| る世界調和システム (GHS : Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals) 118, 121, 122 化学物質 69 化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物を製造し、または取り扱う設備等についての改造等の作業に係る仕事の注文者の講すべき措置 108 化学物質管理者 235 化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針 106, 126, 510 化学物質の有害性の調査 128 加工施設等における作業規程 305 過重労働 209 ガス等の発散の抑制等 233 型式検定 111 型式検定を受けるべき機械等 112 型式検定を受けるべき防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具 113 型式検定を受けるべき防毒マスク 113 合併症 482 加熱された炉の修理 245 簡易測定機器 443 含鉛塗料等の製造に係る設備 373 換気 243 換気 (酸欠則) 414 換気装置の稼働 (有機則) 398 換気装置の構造、性能等 (鉛則) 376 換気装置の性能等 (有機則) 397 がん原性 130 | 監視人等 (酸欠則) 416 間接撮影時の措置 299 乾燥設備 (鉛則) 374 監督等 222 ガンマ線照射装置 109 ガンマ線透過写真撮影作業主任者の選任および職務 308 管理 (石綿則) 279 管理 (特化則) 342 管理 (鉛則) 377 管理 (粉じん則) 260 管理 (有機則) 399 管理が良好な事業場の適用除外 (特化則) 331 管理が良好な事業場の適用除外 (鉛則) 368 管理が良好な事業場の適用除外 (粉じん則) 253 管理が良好な事業場の適用除外 (有機則) 394 管理区域、線量の限度・測定 295 管理区域の明示等 295 管理区分 184, 193 管理第二類物質 329 管理濃度 185, 186 【き】 気温、湿度等の測定 149 機械等検定規則 425 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制 109 機械等に関する規制 109 機械等の改善命令 111 機械等の種類 224 規格に適合した機械等の使用 111 規格を具备すべき防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具 111 規格を具备すべき防毒マスク 110 危険性又は有害性等の調査 107 危険性又は有害性等の調査等 106, 505 危険の防止 102 危険物及び有害物に関する規制 114 危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針 132 気こう室 410 技術上の指針等の公表等 105 気積 243 気積および換気 243 既存化学物質 130 喫煙等の禁止 304, 322 技能講習 218 救急用具 248 救急用具 (事務所則) 424 休憩室等 (石綿則) 281 休憩室・洗浄設備・喫煙等の禁止・掲示・作業の記録 (特化則) 348 休憩設備 (粉じん則) 260 給湿 245 救出時の空気呼吸器等の使用 (酸欠則) 416 給食従業員の検便 204 急迫した危険からの退避 104 休養 245 休養 (事務所則) 424 業務規程 (作業環境測定法) 468 業務の休廃止等の届出 470 局所排気装置およびブッシュ ブル型換気装置の定期自主検査 (有機則) 400 局所排気装置等の稼働 (特化則) 338 局所排気装置等の稼働 (石綿則) 278 局所排気装置等の管理 (粉じん則) 260 |
|--|--|

局所排気装置等の性能（鉛則）

377

局所排気装置等の設置が困難な場合における設備の特例（有機則） 395

局所排気装置等の定期自主検査（鉛則） 378

局所排気装置等の特例（鉛則） 375

局所排気装置等の要件（石綿則） 277

局所排気装置等の要件等（粉じん則） 258

局所排気装置の稼働の特例（有機則） 399

局所排気装置の性能（有機則） 397

局所排気装置のダクト（鉛則） 376

局所排気装置のフード等（有機則） 397

局所排気装置の要件（特化則） 337

局所排気装置または排気筒のフード（鉛則） 376

記録の作成および保存等（じん肺法） 495

緊急作業における被ばく限度 296

緊急診断（特化則） 361

緊急診断（有機則） 405

緊急措置（電離則） 307

禁止物質の製造等に係る基準等（特化則） 362

金属アーク溶接等作業主任者 限定技能講習 363

金属アーク溶接等作業に係る措置 360

【<】

空気中の放射性物質の濃度 303

国の援助等 131

グラスファイバーろ紙 444

燻蒸作業に係る措置 354

【け】

計画の届出（等） 222

計画の届出をすべき機械等 223

計画の届出をすべき業種 223

掲示（石綿則） 281

掲示（粉じん則） 260

掲示（有機則） 400

警報装置等（電離則） 301

欠格条項（作業環境測定士） 449

研究開発の推進等 229

健康管理 197

健康管理（じん肺法） 61, 488

健康管理（鉛則） 382

健康管理手帳 211

健康管理のための措置（じん肺法） 495

健康教育等 214

健康診断 196

健康診断（石綿則） 284

健康診断（除染電離則） 322

健康診断（電離則） 311

健康診断（特化則） 360

健康診断（鉛則） 382

健康診断（有機則） 403

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針 207

健康診断結果の記録の作成 204

健康診断結果報告（石綿則） 286

健康診断結果報告（特化則） 361

健康診断結果報告（有機則） 405

健康診断実施後の措置 207

健康診断の結果についての医師からの意見聴取（石綿則） 285

健康診断の結果についての医師等（または歯科医師）

からの意見聴取 206

健康診断の結果の記録

205

健康診断の結果の記録（石綿則） 285

健康診断の結果の通知 207

健康診断の結果の通知（石綿則） 286

健康診断の結果の通知（有機則） 405

健康診断の指示 204

健康診断の実施（石綿則） 284

健康診断を行うべき有害な業務 198

健康の保持増進のための指針の公表等 215

健康の保持増進のための措置 136

研修の指示（作業環境測定法） 475

原子炉施設における作業規程 306

建設業等における爆発・火災時の救護措置に際して講すべき措置 104

建設業に係る計画の届出 226

建設物等に係る健康等を保持するための措置 103

検知管方式 157, 172, 444

建築物の解体等の作業等の条件（石綿則） 275

建築物の室についての測定 152

【こ】

高圧室内業務 408

合格証および講習修了証 456

合格の取消し等 456

高気圧作業安全衛生規則 408

| | | | |
|-----------------------------------|-------------------------------|--------------------------|--|
| 講習 455 | 作業環境管理専門家 262, 346, 381, 402 | 作業主任者 86 | |
| 厚生労働大臣が定める標準 121 | 作業環境測定 70, 136, 442 | 作業主任者（酸欠則） 415 | |
| 厚生労働大臣等の権限（作業環境測定法） 474 | 作業環境測定（電離則） 310 | 作業場の種類 447 | |
| 厚生労働大臣の定める基準（作業環境測定法） 462 | 作業環境測定（粉じん則） 261 | 作業転換のための教育訓練（じん肺法） 497 | |
| 高度プロフェッショナル制度 209 | 作業環境測定機関 460 | 作業に係る設備等（石綿則） 276 | |
| 坑内の気温 245 | 作業環境測定基準 27, 32, 141 | 作業の管理 196 | |
| 坑内の作業場における測定 151 | 作業環境測定基準別表第1 161 | 作業の記録（石綿則） 282 | |
| 坑内の炭酸ガス濃度の基準 237 | 作業環境測定基準別表第2 175 | 作業の指揮者（除染電離則） 320 | |
| 坑内の通気設備 244 | 作業環境測定士 443, 448 | 作業の転換（じん肺法） 495 | |
| コークス炉に係る措置 352 | 作業環境測定士試験 448 | 作業の届出（石綿則） 272 | |
| 呼吸用保護具等 242 | 作業環境測定士の資格 448 | 作業の届出（除染電離則） 321 | |
| 呼吸用保護具等（鉛則） 383 | 作業環境測定士名簿 450 | 作業方法、場所の危険防止 103 | |
| 呼吸用保護具等の使用（石綿則） 276 | 作業環境測定等（酸欠則） 414 | 産業医（等） 79 | |
| 呼吸用保護具の使用（粉じん則） 264 | 作業環境測定の結果の評価等 183 | 残さい物処理（特化則） 339 | |
| 呼吸用保護具・保護具の数等（石綿則） 286 | 作業環境測定の実施 444 | 三酸化二アンチモン等に係る措置 353 | |
| 個人ばく露測定 126 | 作業環境測定法 58, 439 | 酸素及び硫化水素の濃度の測定 171 | |
| 個人ばく露測定講習 347, 360, 381, 402 | 作業環境測定を行るべき作業場 137, 238 | 酸素欠乏 411 | |
| 個人サンプリング法 148, 169, 170, 183, 445 | 作業環境測定を行るべき作業場と測定の種類等 30, 138 | 酸素欠乏危険作業 411 | |
| 固体捕集方法 141 | 作業環境評価基準 27, 35, 184 | 酸素欠乏危険作業主任者技能講習 417 | |
| コバルト等に係る措置 352 | 作業環境評価基準別表 186 | 酸素欠乏危険場所 93 | |
| コントロール・パンディング 126 | 作業管理 197 | 酸素欠乏症 411 | |
| コンベヤー 374 | 作業規程（特化則） 340 | 酸素欠乏症等 411 | |
| 【さ】 | | | |
| 再圧室 109 | 作業計画（石綿則） 270 | 酸素欠乏症等防止規則 411 | |
| 採光および照明 244 | 作業計画（除染電離則） 320 | 酸素欠乏等 411 | |
| 作業衣（鉛則） 384 | 作業計画による作業の記録 283 | 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習 417 | |
| 作業が定常的に行われている時間 145 | 作業行動による労働災害の防止 103 | サンプリング 70, 445 | |
| 作業環境管理 197 | 作業時間の制限 196 | 【し】 | |
| | 作業室（高圧則） 410 | 四アルキル鉛 385 | |
| | | 四アルキル鉛中毒予防規則 385 | |
| | | 四アルキル鉛等 385 | |
| | | 四アルキル鉛等業務 93, 387 | |

| | | |
|------------------------------------|-----------------------------------|---|
| 歯科医師による健康診断 | 染された土壤等を除染するための業務等に係る放射線障害防止の基本原則 | 省令委任 104 職長等の教育を行うべき業種 |
| 204 | 314 | 135 |
| 事業者 69, 442 | 自主的活動の促進のための指針 106 | 食堂および炊事場 247 |
| 事業者（除染電離則） 317 | 施設等における線量の限度 296 | 除じん（石綿則） 278 |
| 事業者（じん肺法） 482 | 事前調査及び分析調査（石綿則） 269 | 除じん（特化則） 338 |
| 事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針 216 | 事前調査等（除染電離則） 320 | 除じん装置（鉛則） 376 |
| 事業者等の責務 70 | 湿式型の衝撃式削岩機の給水 259 | 除じん装置の設置（粉じん則） 257 |
| 事業者によるエックス線写真等の提出（じん肺法） 492 | 湿润な状態に保つための設備による湿润化 259 | 除じん装置の要件等 259 |
| 事業者の行うべき調査等 106 | 疾病的報告 227 | 女性労働基準規則 192 |
| 事業者の講ずる措置 215 | 指定緊急作業従事者等に係る記録等の提出 312 | 除染電離則→東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壤等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則 314 |
| 事業者の責務（石綿則） 266 | 指定作業場 140, 439, 442 | 除染電離則電離放射線健康診断個人票 322 |
| 事業者の責務（特化則） 334 | 指定試験機関 458 | 除染等業務 317 |
| 事業者の責務（粉じん則） 249 | 指定試験機関の指定 217 | 除染等業務従事者 317 |
| 事業場における労働者の健康保持増進のための指針 215 | 指定登録機関 451, 460 | 除染等業務従事者の被ばく限度 319 |
| 事業場の安全又は衛生に関する改善措置等 218 | 自発的健康診断 205 | 除染等業務における電離放射線障害の防止 319 |
| 事業廃止の際の報告（石綿則） 289 | 自発的健康診断の結果の提出 205 | 除染等業務に係る特別の教育 322 |
| 試験 454 | 事務室の環境管理（事務所則） 418 | 除染等業務の実施に関する措置 320 |
| 事故等の報告（酸欠則） 417 | 事務所衛生基準規則 56, 418 | 除染等作業 318 |
| 仕事の範囲 225 | 就業禁止（鉛則） 383 | 除染特別地域 317 |
| 事故に関する測定および記録（電離則） 308 | 就業時健康診断（じん肺法） 488 | 書類の保存（作業環境測定法） 475 |
| 事故の場合の退避等（有機則） 401 | 就業制限 135 | 書類の保存等 228 |
| 事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業における作業規程 306 | 受験資格 455 | 試料採取方法 161, 175 |
| 事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業の届出 307 | 受動喫煙の防止 214 | 人員の点検等（酸欠則） 415 |
| 事故由来放射性物質 317 | 焼結鉱等 364 | 新規化学物質 128 |
| 事故由来放射性物質に係る汚染の防止 304 | 使用された器具等の付着物の除去（石綿則） 281 | 診察および処置（酸欠則） 416 |
| 事故由来放射性物質により汚 | 照射筒等 299 | 診察等（除染電離則） 321 |
| | 照度 244 | 診察等（電離則） 307 |
| | 譲渡 109, 115 | 心身の状態に関する情報の扱いおよび健康診断に関する秘密の保持 228 |
| | 譲渡等の制限等 109 | じん肺 482 |
| | 照明 244 | |
| | 少量取扱の適用除外（有機則） 393 | |

| | | | |
|-------------------------------------|---------|---|---------------------------------------|
| じん肺管理区分 | 487 | 340 | 283 |
| じん肺管理区分の決定手続等 | 492 | 設備の性能等 (石綿則) | 測定およびその記録 (特化則) |
| じん肺健康診断 | 484 | 277 | 344 |
| じん肺法 | 63, 481 | 設備の性能等 (粉じん則) | 測定器具 (酸欠則) |
| 心理的な負担の程度を把握するための検査等 (ストレスチェック) | 210 | 258 | 測定器具の備付け (電離則) |
| 【す】 | | 施釉に係る設備 | 312 |
| 随时申請 (じん肺法) | 493 | 373 | 測定結果の評価 |
| 随时診断 (鉛則) | 383 | 潜水器 | 184 |
| 【せ】 | | 408 | 測定結果の評価 (石綿則) |
| 清潔 | 246 | 全体換気装置の性能 (鉛則, | 283 |
| 清潔 (事務所則) | 424 | 有機則) | 測定結果の評価 (特化則) |
| 清潔の保持等 (鉛則) | 379 | 377, 398 | 344 |
| 製剤その他のもの | 122 | 専用の保護具等 | 測定結果の評価 (鉛則) |
| 清掃 (粉じん則) | 261 | 153 | 380 |
| 製造業等の元方事業者による作業間の連絡および調整を行うことに関する措置 | 108 | 線量当量率等の測定等 | 測定結果の評価 (粉じん則) |
| 製造等 (石綿則) | 287 | 310 | 262 |
| 製造許可等 (特化則) | 362 | 線量の限度および測定 | 測定結果の評価 (有機則) |
| 製造等が禁止される有害物等 | 114 | 319 | 401 |
| 製造等に係る措置 (特化則) | 336 | 線量の測定 | その他の施設 (電離則) |
| 製造等の禁止 | 114 | 297, 319 | 304 |
| 製造等の禁止の解除手続 (石綿則) | 287 | 線量の測定結果の確認, 記録等 | 【た】 |
| 製造の許可 | 115 | 298, 319 | 体育活動等についての便宜供与等 |
| 製造の許可等 (特化則) | 362 | 【そ】 | 215 |
| 製造の許可を受けるべき有害物 | 116 | 騒音障害防止用の保護具 | 第1管理区分 |
| 政府の援助等 (じん肺法) | 497 | 242 | 185, 190 |
| 設備 (鉛則) | 368 | 騒音の測定 | 第1評価値 |
| 設備 (有機則) | 394 | 149 | 185, 193 |
| 設備等の基準 (粉じん則) | 254 | 騒音の伝ばの防止 | 第一類物質 |
| 設備等の適用除外 (粉じん則) | 256 | 237 | 325 |
| 設備の改造等の作業 (特化則) | | 騒音を発する場所の明示等 | 第一類物質の取り扱いに係る設備 |
| | | 237 | 336 |
| | | 総括安全衛生管理者 | 第1種酸素欠乏危険作業 |
| | | 72 | 411 |
| | | 送気マスクの使用 (有機則) | 第1種有機溶剤等 |
| | | 406 | 388 |
| | | 送気マスクまたは有機ガス用防毒マスクの使用 (有機則) | 第1種有機溶剤等または第2種有機溶剤等に係る設備 |
| | | 406 | 394 |
| | | 相対濃度指示方法による測定において使用する質量濃度変換係数及び妨害物質がある場合における検知管方式による測定の具体的な方法について | ダイオキシン類 |
| | | 179 | 240 |
| | | 装置等 (四アルキル鉛則) | 第57条第1項の政令で定める物及び通知対象物について事業者が行うべき調査等 |
| | | 387 | 125 |
| | | 測定 (石綿則) | 第3管理区分 |
| | | 283 | 185, 190, 192 |
| | | 測定 (鉛則) | 第3管理区分に区分された場所の措置 (特化則) |
| | | 380 | 346 |
| | | 測定 (粉じん則) | 第3管理区分に区分された場所の措置 (鉛則) |
| | | 261 | 380 |
| | | 測定 (有機則) | |
| | | 401 | |
| | | 測定およびその記録 (石綿則) | |

| | | |
|----------------------------------|---|--|
| 第3管理区分に区分された場所の措置（粉じん則） 262 | 立入禁止（電離則） 301 立入禁止措置（石綿則） 277 | 定期に自主検査を行うべき機械等 113 提供 115 適用除外（鉛則） 367 適用除外（特化則） 329 適用の除外（有機則） 393 適用場所（有機則） 393 デザイン 70, 445 転換手当（じん肺法） 496 点検（石綿則） 280 点検（電離則） 302 点検（特化則） 343 転写紙の製造に係る設備 373 |
| 第3管理区分に区分された場所の措置（有機則） 401 | 他の屋内作業場から隔離されている屋内作業場における設備の特例 396 | |
| 第3種有機溶剤等 391 | 単位作業場所が著しく狭い場合 146 | |
| 第3種有機溶剤等に係る設備 394 | タンク 385 タンク内作業（有機則） 400 | |
| 第三類物質 329 | 短時間有機溶剤業務を行う場合の設備の特例 395 | |
| 第三類物質等 339 | 【ち】 | |
| 退出者の汚染検査・持出し物品の汚染検査（除染電離則） 321 | チエーンソー 109 中高年齢者等についての配慮 136 | |
| 代替設備の設置に伴う設備の特例 396 | 直接捕集方法 141 貯蔵および空の容器等の処理（鉛則） 378 | |
| 第2管理区分 185, 190 | 貯蔵および空容器の処理（有機則） 407 | |
| 第2管理区分に区分された場所の措置（石綿則） 284 | 【つ】 | |
| 第2管理区分に区分された場所の措置（特化則） 347 | 通知（じん肺法） 493 通知対象物 121, 129 | |
| 第2管理区分に区分された場所の措置（鉛則） 382 | 【て】 | |
| 第2管理区分に区分された場所の措置（粉じん則） 263 | 定期外健康診断（じん肺法） 490 定期健康診断 201 定期健康診断（じん肺法） 489 定期自主検査 113 定期自主検査（石綿則） 279 定期自主検査（電離則） 302 定期自主検査（特化則） 343 定期自主検査（鉛則） 378 定期自主検査（有機則） 400 定期自主検査を行うべき機械等（石綿則） 279 | |
| 第2種有機溶剤等 390 | 【と】 | |
| 第2種酸素欠乏危険作業 411 | 当該作業が行われる位置 147 透過写真撮影用ガンマ線照射装置による作業の届出 312 透過写真的撮影時の措置等 301 透視時の措置 299 銅製鍊等に係る設備 369 登録（作業環境測定士） 449 登録（労働安全・衛生コンサルタント） 221 登録講習機関 459 登録証 452 登録証の譲渡等の禁止 453 登録の消除 454 登録の手続き 451 登録の取消し等 453, 471 特殊健康診断 199 | |
| 第2評価値 185, 193 | | |
| 第二類物質 325 | | |
| 第二類物質の製造等に係る設備 336 | | |
| 退避（酸欠則） 416 | | |
| 退避等（電離則） 307 | | |
| 退避等・立入禁止措置・容器等・救護組織等（特化則） 342 | | |
| 貸与 109 | | |
| 立入禁止 238 | | |

| | | |
|-------------------------------------|----------------------------|---|
| 特殊な作業等の管理 (特化則) 350 | 135 特別教育を必要とする業務 133 | 接等に係る設備 372 【に】 |
| 特殊な作業における防止措置 (酸欠則) 417 | 特別な作業の管理 (電離則) 305 | ニトログリコールに係る措置 355 |
| 特定化学設備 339 | 特別の教育 (石綿則) 281 | 日本作業環境測定協会 472 |
| 特定化学物質 89, 117, 329 | 特別の教育 (酸欠則) 416 | 【の】 |
| 特定化学物質 (製造の許可を 受けるべき有害物) 116 | 特別の教育 (除染電離則) 322 | 濃度基準値 234 |
| 特定化学物質及び四アルキル 鉛等作業主任者技能講習 362 | 特別の教育 (電離則) 309 | 【は】 |
| 特定化学物質作業主任者の選 任および職務 343 | 特別の教育 (粉じん則) 260 | 排液処理 (特化則) 338 |
| 特定化学物質障害予防規則 48, 324 | 特別有機溶剤 328 | 排液の処理 237 |
| 特定化学物質の濃度の測定 156 | 特別有機溶剤業務 329 | 排ガス処理 (特化則) 338 |
| 特定業務従事者の健康診断 203 | 特別有機溶剤等 328 | 排気口 397 |
| 特定線量下業務 318 | 特別有機溶剤等に係る措置 351 | 排気の処理 236 |
| 特定線量下業務従事者 317 | 特例緊急被ばく限度 297 | 廃棄物収集等業務を行う際の 容器の使用等 (除染電離 則) 321 |
| 特定線量下業務における電離 放射線障害の防止 322 | 取扱い上の規制 (電離則) 303 | 廃棄物の焼却施設に係る作業 240 |
| 特定線量下作業 318 | 【な】 | 排風機等 397 |
| 特定第二類物質 328 | 内燃機関の使用禁止 236 | ばく露の低減措置 234 |
| 特定の物質・業務に係る適用 除外 (特化則) 329 | 鉛化合物 366 | 発散源に近接する場所におけ る作業 147 |
| 特定粉じん作業 252 | 鉛化合物の製造に係る設備 371 | 罰則 229, 477, 497 |
| 特定粉じん作業以外の粉じん 作業に係る措置 255 | 鉛業務 91, 366 | 発破終了後の措置 (粉じん則) 261 |
| 特定粉じん発生源 253 | 鉛健康診断結果報告 (鉛則) 383 | 場の測定 126 |
| 特定粉じん発生源に係る措置 254 | 鉛合金 366 | はんだ付けに係る設備 373 |
| 特定有機溶剤混合物に係る健 康診断 361 | 鉛合金の製造等に係る設備 371 | 【ひ】 |
| 特定有機溶剤混合物に係る測 定等 347 | 鉛作業主任者 377 | 東日本大震災により生じた放 射性物質により汚染され た土壤等を除染するため の業務等に係る電離放射 線障害防止規則 314 |
| 特別安全衛生改善計画 218 | 鉛作業主任者技能講習 384 | 避難用具等 416 |
| 特別管理物質 (特化則) 206, 349 | 鉛製錬等に係る設備 368 | 皮膚障害防止用の保護具 242 |
| 特別教育の記録の保存 | 鉛装置の破碎等に係る設備 373 | 皮膚等障害化学物質 242 |
| | 鉛蓄電池の製造等に係る設備 370 | 秘密保持義務等 469 |
| | 鉛中毒予防規則 51, 364 | 評価値の計算 193 |
| | 鉛等 364 | |
| | 鉛の濃度の測定 170 | |
| | 鉛ライニングに係る設備 372 | |
| | 鉛ライニングを施した物の溶 | |

評価の結果に基づく措置（石綿則） 284
 病原体の処理 237
 標識の掲示（電離則） 300
 表示する者の氏名等 120
 表示等 117, 238
 病者の就業禁止 213

【ふ】

フィットテスト 263,
 346, 360, 381, 402
 吹き付けられた石綿等および
 石綿含有保温材等の除去
 等に係る措置 272
 ふく射熱からの保護 245
 ブッシュブル型換気装置の性
 能等（鉛則, 有機則）
 377, 398
 文書の交付 120
 文書の交付等 121
 粉じん作業（粉じん則）
 249
 粉じん作業（じん肺法）
 482
 粉じん作業に係る措置
 255
 粉じん障害防止規則 41,
 249
 粉じんにさらされる程度を低
 減させるための措置（じ
 ん肺法） 495
 粉じんの相対沈降率 146
 粉じんの発散を抑制するため
 の措置（除染電離則）
 321
 粉じんの飛散の防止 237
 粉じんの濃度等の測定
 143
 分析 70
 分析方法 161, 175
 分粒装置を用いる 146

【へ】

変異原性試験 130
 ベンゼン等に係る措置
 356

【ほ】

報告（石綿則） 289
 報告（特化則） 363
 報告等 227
 報告等（作業環境測定法）
 474
 放射性物質 294
 放射性物質取扱作業室
 303
 放射性物質取扱作業室の汚染
 検査等 303
 放射性物質の濃度の測定
 154, 310
 放射線業務 88, 294
 放射線業務従事者の被ばく限
 度 296
 放射線源の収納 302
 放射線源の点検等 303
 放射線源の取出し等 301
 放射線装置室 300
 防じんマスク 109, 112
 防じんマスクの規格 426
 法第88条第1項ただし書の
 厚生労働省令で定める措
 置 224
 防毒マスク 109, 112
 防毒マスクの規格 428
 法令等の周知 228
 保温材、耐火被覆材等の除去
 等に係る措置 274
 保健指導等 208
 保護具（石綿則） 286
 保護具（除染電離則） 321
 保護具（特化則） 361
 保護具（粉じん則） 264
 保護具（有機則） 406
 保護具（等） 241
 保護具着用管理責任者
 236
 保護具等（電離則） 304
 保護具等（鉛則） 383
 保護具等の管理（石綿則）
 286
 保護具等の点検（酸欠則）
 415

保護具の汚染除去（除染電離
 則） 321
 保護具の数等（安衛則, 有機
 則） 243, 407
 保護具の使用等（酸欠則）
 415
 補修等（石綿則） 281
 補修等（電離則） 302
 ぼろ等の処理（特化則）
 339

【ま】

満15歳以下の者の健康診断
 の特例 202

【め】

名称等の通知 124
 名称等の表示 120
 名称等を通知すべき危険物及
 び有害物 122
 名称等を表示すべき危険物及
 び有害物 118
 名称の使用制限 456, 473
 免許 216
 免許試験 217
 免許の取消し等 216
 面接指導等 208
 メンタルヘルス 211

【も】

最も高くなると思われる時間
 147

【や】

焼入れに係る設備 374
 雇入れ時等の教育 132
 雇入時の健康診断 201

【わ】

有害原因の除去 233
 有害性の調査の指示 130
 有害な作業環境 233
 有害物等による健康障害の防
 止 103
 有害物の分布等 145
 有機溶剤 95, 388

| | | | | | |
|------------------------------|--------------------|--|---------------|-------------------------------------|---------------|
| 有機溶剤業務 | 391 | 期等 | 126 | 指導等 | 227 |
| 有機溶剤作業主任者技能講習 | 407 | リフラクタリーセラミック | | 労働基準監督署長 | 473 |
| 有機溶剤作業主任者の選任および職務 | 399 | ファイバー等に係る措置 | 359 | 労働基準監督署長の許可に係る設備の特例（特化則、鉛則、有機則） | 337, 375, 396 |
| 有機溶剤中毒予防規則 | 53, 388 | 硫化水素中毒 | 411 | 労働災害 | 69 |
| 有機溶剤等 | 388 | 硫酸ジエチル等に係る措置 | 357 | 労働災害防止のための業務に従事する者に対する能力向上教育に関する指針 | |
| 有機溶剤等の区分の表示 | 400 | 療養（じん肺法） | 497 | 労働災害防止計画 | 71 |
| 有機溶剤等の貯蔵 | 407 | 臨時に有機溶剤業務を行う場合の適用除外等 | 395 | 労働時間延長の制限 | 76 |
| 有機溶剤の貯蔵及び空容器の処理 | 407 | 【れ】 | | 労働者 | 69 |
| 有機溶剤の濃度の測定 | 171 | 冷却凝縮捕集方法 | 141 | 労働者（じん肺法） | 482 |
| 遊離けい酸の含有率の測定 | 145 | 連絡（酸欠則） | 415 | 労働者が石綿等にはばく露するおそれがある建築物等における業務に係る措置 | |
| 床（特化則） | 340 | 【ろ】 | | 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置 | |
| 床上 50 センチメートル以上 | 150 センチメートル以下 | 漏えいの防止（特化則） | 339 | 労働者の希望する医師等による健康診断の証明 | |
| の位置に限る | 145 | 労働安全衛生規則 | 38, | 労働者の協力 | 71 |
| 【よ】 | | 233 | 204 | 労働者の心の健康保持増進のための指針 | 215 |
| 容器（電離則） | 304 | 労働安全衛生法 | 15, 67 | 労働者の就業に当たっての措置 | |
| 要求性能墜落制止用器具等（酸欠則） | 415 | 労働安全衛生法第 57 条第 1 項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める標準 | 121 | 102 | |
| 用後処理（特化則） | 338 | 労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS : Occupational Safety and Health Management System） | 107, 225, 501 | 労働者の遵守事項 | 104 |
| 【り】 | | 労働安全コンサルタントおよび労働衛生コンサルタントの業務 | 220 | 労働者の使用義務 | 243 |
| 離職時健康診断（じん肺法） | 491 | 労働安全コンサルタント試験 | 220 | 労働者の保護具等の使用業務（鉛則） | 384 |
| リスクアセスメント | 107, 126, 129, 224 | 労働衛生コンサルタント試験 | 221 | ろ過集じん方式の集じん装置 | |
| リスクアセスメントおよびラベル表示・SDS 交付対象物質 | 520 | 労働衛生の三管理 | 197 | 375 | |
| リスクアセスメントの結果等の記録及び保存並びに周知 | 127 | 労働基準監督官 | 473 | ろ過板 | 299 |
| リスクアセスメントの実施時 | | 労働基準監督官等による立入 | | ろ過捕集方法 | 141 |